

2025(令和7)年度税制改正のポイント

I. 個人所得課税

1. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(1) 基礎控除の引き上げ

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が次のとおり引き上げられる。

2025(令和7)年・2026(令和8)年所得税・住民税（住民税は改正なし）

合計所得金額	所得税	住民税
132万円以下	95万円	43万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	0	0

【参考】2027(令和9)年以後の所得税・住民税（住民税は改正なし）

合計所得金額	所得税	住民税
132万円以下	95万円	43万円
132万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	0	0

(2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が65万円（改正前:55万円）に引き上げられる。

給与所得控除額の速算表

改正前		改正後	
給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額	給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円	190万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	190万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	850万円超	195万円
850万円超	195万円		

《適用関係》2025(令和7)年分以後の所得税および2026(令和8)年度分以後の住民税に適用。

（３）特定親族特別控除

居住者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族等※を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次表の控除額を控除する。

※その居住者の控除対象扶養親族、配偶者、青色事業専従者・白色事業専従者に該当する者を除く。

所得税		住民税	
親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円	58万円超 95万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	95万円超 100万円以下	41万円
90万円超 95万円以下	51万円	100万円超 105万円以下	31万円
95万円超 100万円以下	41万円	105万円超 110万円以下	21万円
100万円超 105万円以下	31万円	110万円超 115万円以下	11万円
105万円超 110万円以下	21万円	115万円超 120万円以下	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	120万円超 123万円以下	3万円
115万円超 120万円以下	6万円		
120万円超 123万円以下	3万円		

《適用関係》 2025(令和7)年分以後の所得税および2026(令和8)年度分以後の住民税に適用。

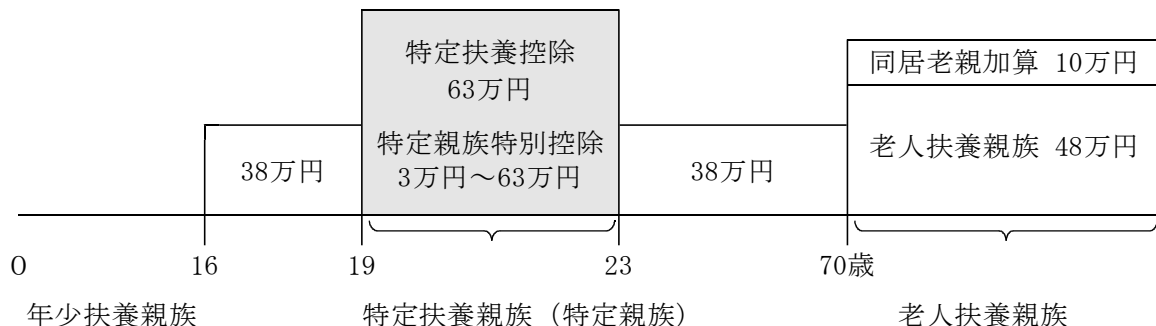
（４）扶養親族の所得要件等

上記（１）から（３）までの見直しに伴い、下記の点が改正される。

- ① 同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げ
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げ
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げ
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（改正前：55万円）に引き上げ

《適用関係》 2025(令和7)年分以後の所得税および2026(令和8)年度分以後の住民税に適用

扶養控除と特定親族特別控除



2. 子育て支援に関する政策税制

(1) 生命保険料控除の見直し

- ① 新契約の生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、一般生命保険料控除の控除額の計算は次のとおりとなる。

改正前		令和8年	
年間の新契約の 生命保険料(A)	控 除 額	年間の新契約の 生命保険料(A)	控 除 額
2万円以下	(A)の全額	3万円以下	(A)の全額
2万円超 4万円以下	$(A) \times 1/2 + 1万円$	3万円超 6万円以下	$(A) \times 1/2 + 1万5千円$
4万円超 8万円以下	$(A) \times 1/4 + 2万円$	6万円超 12万円以下	$(A) \times 1/4 + 3万円$
8万円超	一律4万円	12万円超	一律6万円

- ② 旧契約の生命保険料および上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（改正前：4万円）となる。なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円のままで改正はない。

《適用関係》2026(令和8)年分所得税において適用。

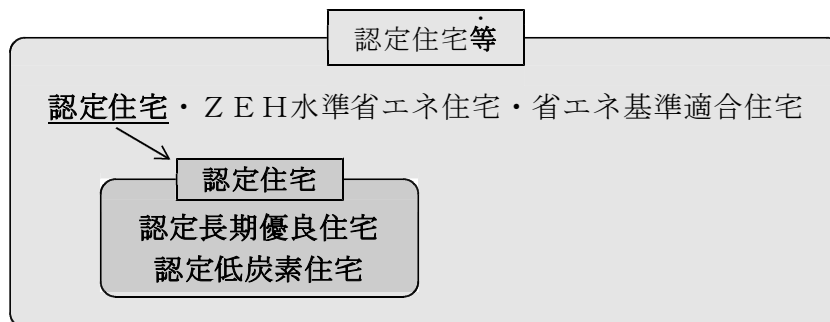
(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

特例対象個人(注1)が、認定住宅等(注2)の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅等(注3)の取得（以下「認定住宅等の新築等」）をして居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができる。

住宅の区分	借入限度額
認 定 住 宅	5,000万円
Z E H水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

(注1) 特例対象個人とは、夫婦のいずれかが年齢40歳未満である者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

(注2) 「認定住宅等」と「認定住宅」の表す意味は次のとおり。



(注3) 「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

《適用関係》2025(令和7)年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。なお、所得税から引ききれない部分については、翌年度の住民税から控除する（所得税の課税総所得金額×5%を上限に最大97,500円まで）。

住宅ローン控除の借入限度額と控除期間、控除率 改正後のまとめ

入居年			2022年 R4年	2023年 R5年	2024年 R6年	2025年 R7年	
借 入 限 度 額	新 築 住 宅 ・ 買 取 再 販	認定住宅	5, 000万円		4, 500万円 子育て世帯等は5, 000万円		
		Z E H水準省エネ住宅	4, 500万円		3, 500万円 子育て世帯等は4, 500万円		
		省エネ基準適合住宅	4, 000万円		3, 000万円 子育て世帯等は4, 000万円		
		認定住宅以外	3, 000万円		0 円		
	中 古 住 宅	認定住宅等	3, 000万円				
		認定住宅等以外 増改築	2, 000万円				
	控 除 率			0.7%			
	控除期間		新築住宅・買取再販	13年			
既存住宅・増改築			10年				

●床面積要件の緩和

認定住宅等の新築または認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置(注)について、2025(令和7)年12月31日までに建築確認を受けた家屋について適用される。なお、この緩和措置については、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の利子所得が非課税となる適格払い出しの対象となる。

(注) 床面積要件の緩和措置

	原 則	2025年末までに建築確認を受ける場合
所 得 要 件	2,000万円以下	1,000万円以下
床 面 積 要 件	50㎡以上	40㎡以上50㎡未満

《適用関係》 2025(令和7)年12月31日までに建築確認を受けた家屋に適用。

(3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして居住の用に供した場合、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額※(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できる。

※「標準的な工事費用相当額」とは、対象工事の種類等ごとの標準的な工事費用の額×対象工事の箇所数等で計算する。

《適用関係》 2025(令和7)年12月31日までに居住の用に供する場合の所得税に適用。

【参考】特定の改修工事およびその他工事の控除対象限度額と控除率 ※

必須工事			その他工事			
対象工事		控除対象 限 度 額	控除率	対象工事	控除対象限度額	控除率
耐震改修工事		250万円	10%	必 須 工 事 の 対 象 工 事 限 度 額 超 過 分 ＋ そ の 他 の リ フ ォ ー ム	必須工事に係る標 準的な費用相当額 と同額まで ただし、必須工事 と合わせて1,000 万円が限度	5 %
バリアフリー改修工事		200万円				
省エネ改修工事		250万円 (350万円)				
多世帯同居改修工事		250万円				
長期優良 住 宅 化	耐震or省エネ ＋耐久性向上	250万円 (350万円)				
	耐震＋省エネ ＋耐久性向上	500万円 (600万円)				
子育て対応改修工事		250万円				

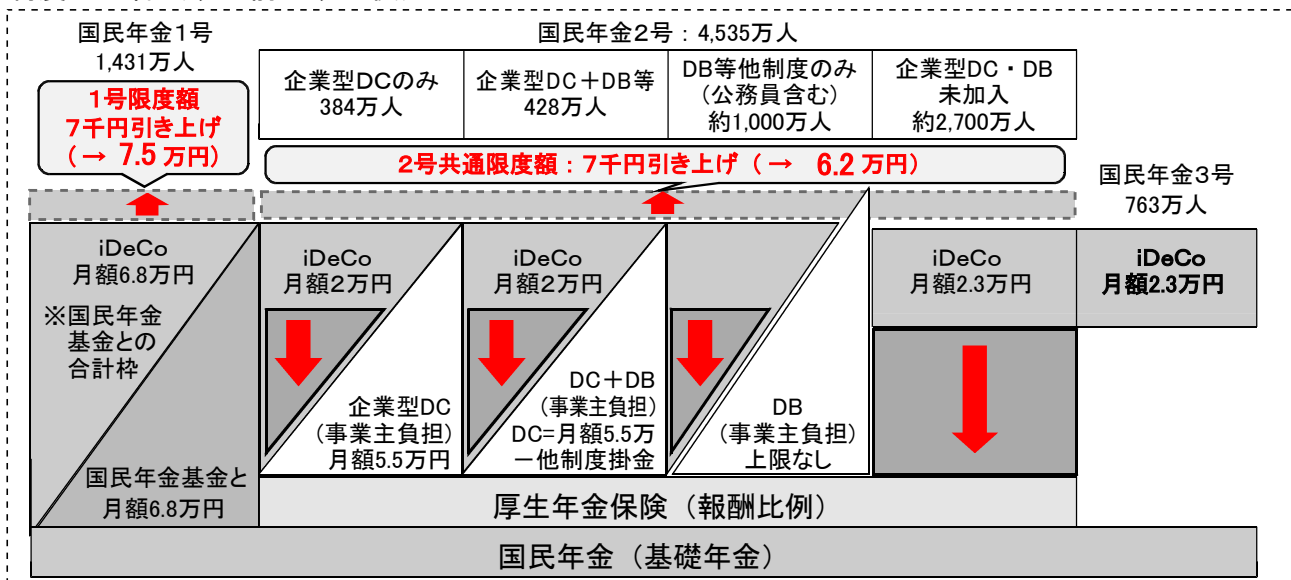
() 内の金額は太陽光発電設備を設置する場合

3. 老後に向けた資産形成の支援と退職金制度の見直し

(1) DC・iDeCo等の拠出限度額の引き上げ

- ① 2号被保険者（会社員等）について、iDeCo独自の限度額を廃止し、企業年金の拠出額との合計に対する共通限度額に一本化される。
- ② 2号の共通拠出限度額（iDeCo＋事業主拠出）について、5.5万円から6.2万円に引き上げる（7,000円引き上げ）。
- ③ 1号被保険者（個人事業主等）の共通限度額（iDeCo＋国民年金基金）は、6.8万円から7.5万円に引き上げる（7,000円引き上げ）。
- ④ iDeCoについて、60歳以上70歳未満で改正前にはiDeCoに加入できない者のうち、iDeCoの加入者・運用指図者であった者または私的年金の資産をiDeCoに移換できる者であって、老齢基礎年金およびiDeCo老齢給付金を受給していない者が新たに制度の対象となる。

制度の内容（改正前と改正後）



矢印部分が拡充部分

出所：財務省「令和7年度税制改正案 参考資料」より

《適用関係》確定拠出年金法の改正が前提となる。

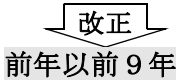
(2) 退職所得控除額の重複調整の見直し

1) 退職手当と確定拠出年金の老齢一時金の退職所得控除額の調整期間の見直し

退職手当の支払を受ける年の前年以前9年以内に確定拠出年金の老齢一時金（以下、「DC一時金」）の支払を受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複調整（改正前4年）の対象となる。

また、退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）となる。

受取順序による重複調整期間

先に受け取るもの	DC一時金	企業退職手当	企業退職手当
後に受け取るもの	企業退職手当	DC一時金	他企業退職手当
後に受け取るものに 重複調整のある 受取期間	前年以前4年間  前年以前9年間	前年以前19年間	前年以前4年

《適用関係》2026(令和8)年1月1日以後にDC一時金の支払を受ける場合に、同日以後に支払を受ける退職手当等に適用

2) 退職所得の源泉徴収票の提出範囲の見直し

退職手当等の支払者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（改正前：法人の役員）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出する。

《適用関係》2026(令和8)年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票に適用。

4. 金融税制その他

(1) エンジェル税制の拡充

1) 繰戻し還付制度の創設

エンジェル税制（優遇措置B、プレシード・シード特例）および起業特例に係る改正で、譲渡年の翌年にスタートアップ企業へ投資をする場合においても適用を受けられることとなる。この場合は、譲渡年の確定申告書に一定の書類を添付し、期限内申告をするなど一定の要件を満たしたうえで、投資年において、譲渡年である前年分の所得税の繰戻し還付が可能となる。

2) スタートアップ再投資翌年の譲渡に対する措置

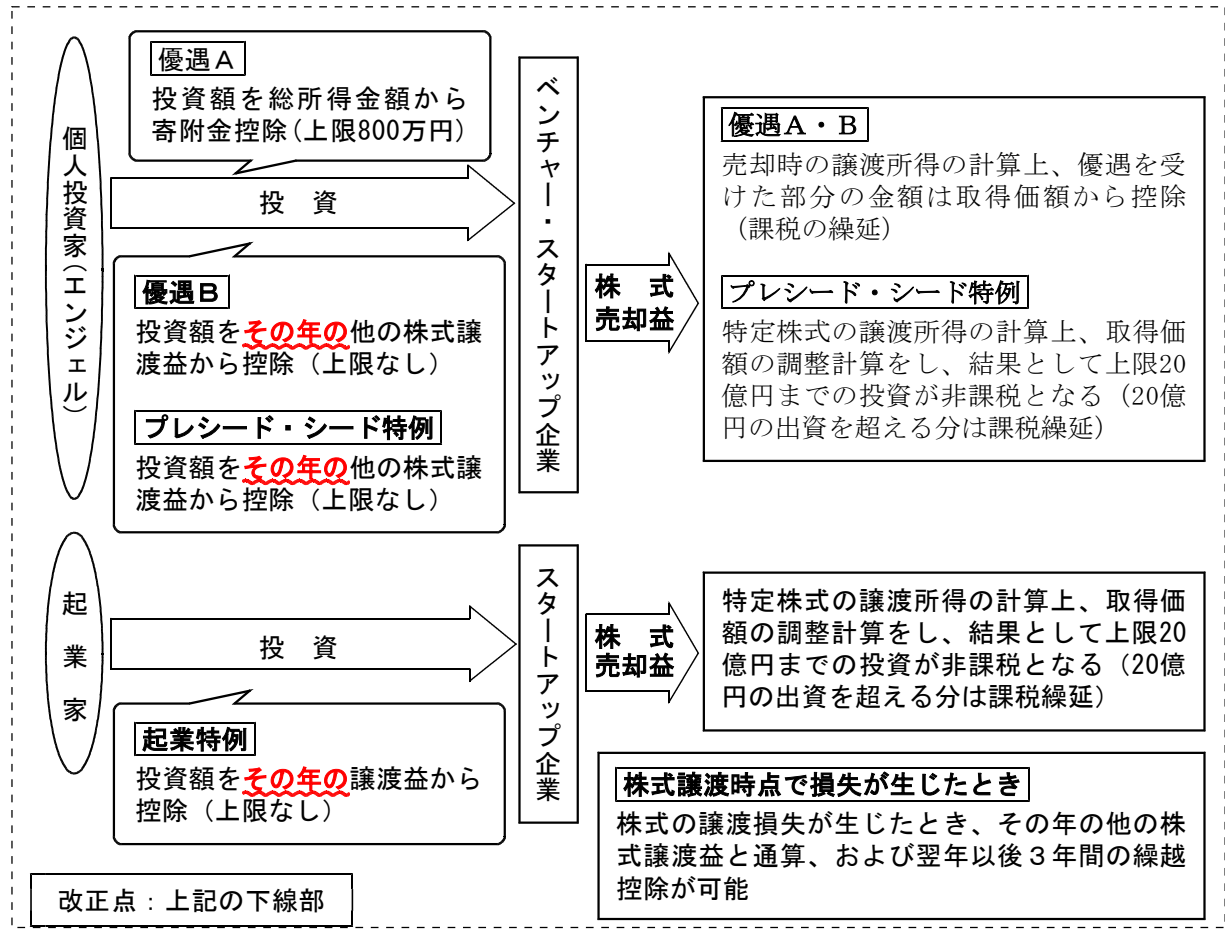
スタートアップに再投資した翌年にその株式を譲渡した場合は、20億円の非課税措置は適用されない。

《適用関係》2026(令和8)年1月1日以後の投資に対して適用。

エンジェル税制・起業特例

エンジェル税制・起業特例とはベンチャー・スタートアップへの投資を促進するため、個人投資家に対して税制上の優遇措置を設けたものである。投資時点と売却時点で優遇措置がある。

エンジェル税制・起業特例のイメージ図



(2) 国民健康保険税

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額は、次のとおりとなる。

項 目	改正前	改正後
基礎課税額に係る課税限度額	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額	24万円	26万円
介護納付金課税額に係る課税限度額	17万円	
合 計	106万円	109万円

《適用関係》2025(令和7)年度において適用。

Ⅱ．資産課税

1．直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が、2年間延長された。

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

受贈者（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において18歳以上50歳未満の者）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、贈与者（受贈者の直系尊属である父母や祖父母など）から信託受益権を取得した場合等においてには、その信託受益権等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書の提出等を行うことにより贈与税が非課税となる。

《適用関係》2027(令和9)年3月31日までの贈与に適用。

2．事業承継税制の役員就任要件等の緩和

(1) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、「贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等である」こととされる。

(2) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、「贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」とされる。

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予

中小企業の先代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合に、その非上場株式等に係る贈与税の納税を猶予し、先代経営者の死亡等の場合に免除する制度で、一般措置と特例措置がある。法人版役員就任期間の見直しは、特例措置の要件緩和措置である。

《適用関係》2025(令和7)年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税に適用。

3．相続土地に係る登録免許税の免税措置の延長

相続土地に係る登録免許税の免税措置の適用期限が2年間延長された。

相続土地に係る登録免許税の免税措置

- ① 相続（相続人に対する遺贈も含む）により土地の所有権を取得した者が、所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等がその死亡した者を登記名義人とするために受ける所有権の移転登記に対する登録免許税が免税となる。
- ② 相続（相続人に対する遺贈も含む）により土地を取得した者が、所有権の移転の登記を受ける場合において、不動産の価額が100万円以下の土地であるときは登録免許税が免税となる。

《適用関係》2027(令和9)年3月31日まで延長。

4. 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する 固定資産税減額措置の延長

マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができることとなり、その適用期限が2年間延長された。

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置

管理計画認定マンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事(注)が実施された場合に、各区分所有者に課される工事翌年度の建物部分の税額を減額（ $1/6 \sim 1/2$ の範囲内において市町村の条例で定める割合（参酌基準： $1/3$ ））する特例をいう。

（注）①外壁塗装等工事、②床防水工事、③屋根防水工事を大規模修繕工事といい、①～③の工事をすべて実施することが要件となる。

《適用関係》2027(令和9)年3月31日まで延長。

Ⅲ. 法人課税

1. 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

- イ) 中小法人の年所得金額800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の適用期限が、2年間延長された。
- ロ) 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられる。
- ハ) 軽減税率の適用対象法人の範囲からグループ通算法人が除外される。

普通法人の法人税率のまとめ

	所得金額		法人税率
中小法人 (資本金1億円以下) ※1	年800万円 以下の金額	所得10億円以下の中小法人	15%
		所得10億円超の中小法人	17%
		適用除外事業者※2、グループ通算法人	19%
	年800万円超の金額		23.2%
大法人(資本金1億円超)	—		23.2%

※1 資本金5億円以上の大法人による完全支配関係がないなどの普通法人をいう。

※2 適用除外事業者とは、前3年間の平均所得金額が15億円超の法人をいう。

《適用関係》2027(令和9)年3月31日までに開始する事業年度に適用。

2. 防衛特別法人税

各課税事業年度の基準法人税額について、次の防衛特別法人税が課される。

$$(\text{基準法人税額※} - 500\text{万円}) \times 4\%$$

※基準法人税額：法人税の計算で通常認められる「所得税額控除、外国税額控除」などを適用しないで算出した法人税額

《適用関係》2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度から適用。